

議題 4

博物館に相当する施設の指定について

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 博物館に相当する施設の指定について（議案第38号） | 17 |
| 2 | 博物館に相当する施設の指定について（議案第39号） | 20 |

議案第38号

令和3年11月24日提出

博物館に相当する施設の指定について

このことについて、博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設として指定する。

1 指定事項

設置者の名称及び住所	広島市 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
施設の名称	広島城
施設の所在地	広島市中区基町21番1号

2 指定する理由

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第20条の規定に基づき審査したところ、博物館に相当する施設の指定要件を備えていると認められるため。

3 指定年月日

令和3年11月24日

参考1 博物館に相当する施設の概要

参考2 根拠規定

博物館に相当する施設の概要

	事項	内容			備考
施設	設置者	広島市			
		広島市中区国泰寺町一丁目6番34号			
	名称・所在地	広島城			
		広島市中区基町21番1号			
	設置年月日	昭和33年6月1日			
	設置根拠	広島城条例			
施設規模等	敷地面積	建物の構造	建物延面積		
	21,704.75 m ²	鉄筋コンクリート造5階建て	1,358.97 m ²		
職員	館長	高野 和彦			
	学芸員	7人			
	その他の職員	1人			
資料	人文科学資料	5,756点 (古美術資料741、近代美術資料51、考古学資料137、民俗資料3,061、歴史資料1,734、その他の資料32)			
入館料		個人	団体(30人以上)		中学生以下 無料
	大人	370円	280円		
	高校生 65歳以上	180円	100円		
休館日等	休館日	12月29日～12月31日			1年間の 開館日数は 362日
	開館時間	3月～11月 9:00～18:00 12月～2月 9:00～17:00			

根拠規定（抜粋）

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したもののについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

○博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）

第四章 博物館に相当する施設の指定

（申請の手続）

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（指定要件の審査）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
 - 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
 - 三 学芸員に相当する職員がいること。
 - 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 五 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

博物館に相当する施設の指定について

このことについて、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 29 条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設として指定する。

1 指定事項

設置者の名称及び住所	広島市 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
施設の名称	広島市現代美術館
施設の所在地	広島市南区比治山公園 1 番 1 号

2 指定する理由

博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 20 条の規定に基づき審査したところ、博物館に相当する施設の指定要件を備えていると認められるため。

3 指定年月日

令和 3 年 11 月 24 日

参考 1 博物館に相当する施設の概要

参考 2 根拠規定

博物館に相当する施設の概要

	事項	内容			備考
施設	設置者	広島市			
		広島市中区国泰寺町一丁目6番34号			
	名称・所在地	広島市現代美術館			
		広島市南区比治山公園1番1号			
	設置年月日	平成元年5月3日			
	設置根拠	広島市現代美術館条例			
施設規模等	敷地面積	敷地面積	建物の構造	建物延面積	
	3,709.93 m ²		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）	9,290.94 m ²	
職員	館長	寺口 淳治			
	学芸員	8人			
	その他の職員	9人			
資料	人文科学資料	1,705点 (近代美術資料)			
入館料		個人	団体（30人以上）		中学生以下 無料 特別展は各 展覧会ごと に設定
	大人	300円	250円		
	大学生	200円	150円		
	高校生 65歳以上	150円	100円		
休館日等	休館日	月曜日（ただし、月曜日が祝休日にあたる場合はその翌平日、8月6日にあたる場合はその翌日）、12月27日～1月1日			1年間の 開館日数は 308日
	開館時間	10:00～17:00			

根拠規定（抜粋）

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したもののについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

○博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）

第四章 博物館に相当する施設の指定

（申請の手続）

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）にそれぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（指定要件の審査）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
 - 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
 - 三 学芸員に相当する職員がいること。
 - 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 五 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。